

奈良県告示第三百八十三号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により関西広域連合から受託した公平委員会の事務の委託を廃止するため、次のとおり規約を定める。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

関西広域連合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約

関西広域連合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（令和三年四月奈良県告示第一号）は、令和五年三月三十一日をもって廃止する。